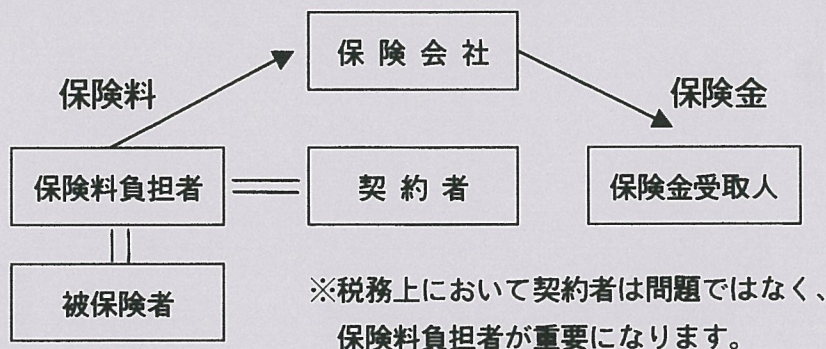


今回の確定申告で、いざ申告という時点で、多額の税金を支払う事例がありました。いずれも保険契約の違いで起こった問題です。例を挙げて説明しますので、該当するものがあるかどうか、今一度保険証券の確認をお願いします。

まず、知っているようで良く分からない保険契約の形態は以下の図のようになります。

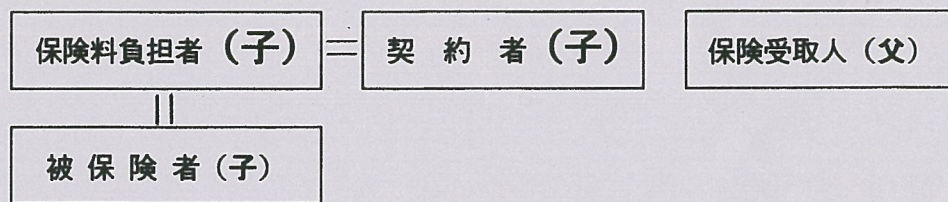


《保険契約で死亡の場合》

息子が交通事故に遭い、亡くなり、父が生命保険会社から死亡保険金 5,000 万円を受け取りました。(今までに支払った保険料は 30 万円です。)

～解説～

①相続財産となる場合

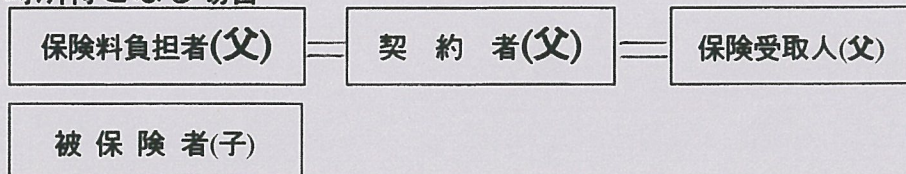


相続税の計算式

$$\{(受取保険金 - 500 \text{ 万円} \times \text{相続人数}) - (5000 \text{ 万円} + 1000 \text{ 万円} \times \text{相続人数})\} \times \text{相続税の税率}$$

$$\{(5000 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人}) - (5000 \text{ 万円} + 1000 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人})\} \times \text{相続税の税率} = 0 \text{ 円 (赤字の場合 0 円)}$$

②一時所得となる場合



一時所得の計算式

$$\begin{aligned} & (受取保険金 - \text{支払保険料} - \text{支払利息} \text{ (注1 - 50 万円)}) \times 1/2 \times \text{総合課税の税率} \\ & (5000 \text{ 万円} - 30 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) \times 1/2 \times 40\% \text{ (注2 - 3,030,000 円)} \\ & = 6,810,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(注1…保険料を一括支払いするために銀行より借入をした場合、支払利息を控除することができます。)

どちらが有利かは一目で分かりますが、どうしても、②の契約にしたいとか、保険証券の中に上記の②のような契約がありましたら事務所まで連絡下さい。

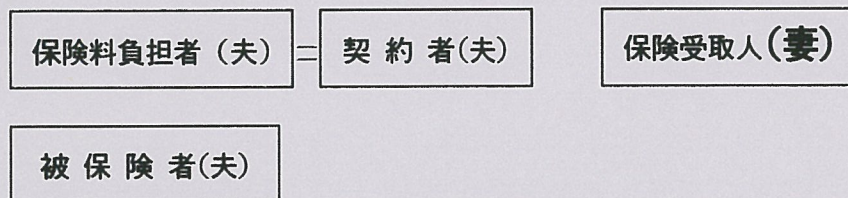
《保険契約で満期の場合》

夫が掛けた保険が満期になりこの度 200 万円を受け取った。

(支払った保険料は 140 万円です。)

～解説～

①贈与となる場合



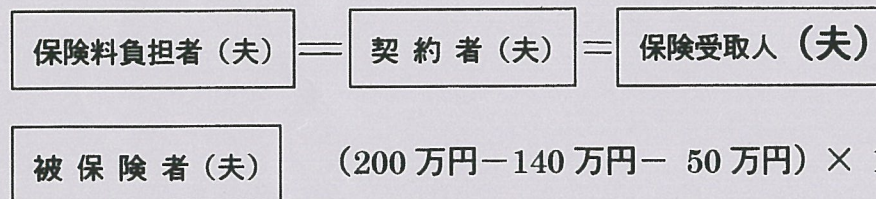
(注2…総合課税の税率各種所得金額の合計額により 10%～50%の税率になります。)

贈与税の計算式

$$(受取保険料 - 60 \text{ 万円}) \times \text{贈与税の税率}$$

$$\{(200 \text{ 万円} - 60 \text{ 万円}) \times \} 15\% - 75,000 \text{ 円} = 135,000 \text{ 円}$$

②一時所得となる場合



$$(200 \text{ 万円} - 140 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) \times 1/2 \times 10\% \text{ (注2)} = 5,000 \text{ 円}$$

満期の前に受取人の変更をしておけば、贈与という事態は回避出来ますので、満期の前に来る案内書や、契約書の確認をして、保険会社に変更の手続きをとって下さい。

ホームページの費用は どうするの？

パソコン(インターネット)関係の諸費用の処理について

- ①ホームページの作成費用は広告宣伝費。
- ②LAN(企業内情報通信網)設備費用は器具備品の6年償却の資産。
- ③2000年問題のプログラム修正費用は修繕費。
- ④インターネット使用料は管理諸費。